

第41期定時株主総会 招集ご通知



日時 2023年2月27日(月曜日)午前10時(午前9時開場)
場所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ2階「レ・ルミエール」

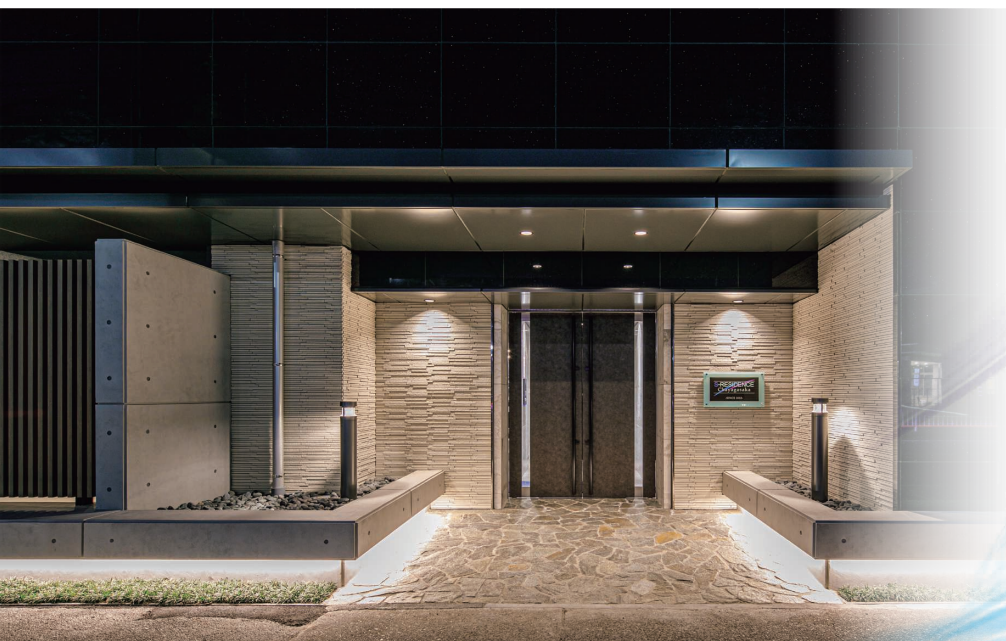
議案

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案	取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する議決制限付株式報酬制度及び株価連動型ポイント制金銭報酬制度に係る報酬額設定の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

議案の賛否にかかわらず、議決権を有効に行使いただいた株主様には、株主様お一人につきQUOカード(1,000円分)を後日お贈りさせていただきます。

ご来場株主様へのお土産の配布はございません。



サムティ株式会社
[証券コード:3244]



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3244/>



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
第41期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

サムティグループは、おかげさまで2022年12月に創業40周年を迎えました。グループの第二創業期としての新たな一步を踏み出すにあたり、コーポレートロゴを刷新いたしました。新しいロゴは当社グループのスローガンである“不動産を、超えてゆけ。”をもとに、従来の発想を超えて、世界へ、未来へ羽ばたくサムティグループの姿を表現しています。また、今後より一層の海外事業の強化や、グローバル化の進展を図るため、社名表記を英語に変更しています。

更に、マンションやホテルに次ぐ事業の第三の柱として、テーマパーク事業へ進出し、国内で外需を取り込める新たな領域として、「ネスタリゾート神戸」の経営権を取得しました。アフターコロナにおいて、人々の行動は「コト・体験」にシフトするという考えのもと、これまでのノウハウを最大限活用し、本事業を通じて、地域経済の発展に貢献してまいります。

当社グループは、「倫理、情熱、挑戦 そして夢の実現」という経営理念のもと、今後もサムティグループ一丸となって企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2023年2月

代表取締役社長 小川 靖展



新型コロナウイルス感染防止策に関するお願い

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、**当日のご来場は極力お控えいただき、後記株主総会参考書類をご検討の上、書面又はインターネット等（スマートフォンからも可能です。）により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。**
事前の議決権行使の方法は、本招集ご通知4～5ページに記載しております。
- 座席の間隔を確保するため、**座席数を大幅に減少して開催いたします。**入場は先着順とさせていただきます、**満席となった場合は入場をお断りさせていただくことがございます。**あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。
- 当日ご出席される場合は、ご自身のご体調をお確かめの上、**マスクの着用、手指の消毒等、感染防止策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。**
- 株主総会運営スタッフは、当日の状況により**マスク着用で対応いたします。**
- 会場入口付近で検温をさせていただき、**発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、マスク未着用の方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。**
- 本総会においては、議事を円滑かつ効率的に行うとともに、ご報告・ご説明等の簡素化を検討し、開催時間の短縮を図る予定です。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。当社ウェブサイト (<https://www.samty.co.jp/index.html>) でご確認いただきますようお願い申し上げます。
- 当日のお土産の配布はございません。

目次

■ 招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	7
■ トピックスほか	35

株主各位

(証券コード 3244)

2023年2月10日

大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号

サムティ株式会社

代表取締役社長 小川 靖展

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止のため、本総会につきましては、当日のご来場は極力お控えいただき、後記株主総会参考書類をご検討の上、次ページの「議決権行使のご案内」に従って、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時
2 場 所

2023年2月27日（月曜日）午前10時

大阪市淀川区西中島五丁目5番15号

新大阪ワシントンホテルプラザ2階「レ・ルミエール」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 目的事項

報告事項

1. 第41期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第41期連結計算書類監査結果報告の件
- 報告事項の取扱いについては6ページの「第41期定時株主総会継続会の開催について」をご高覧ください。

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び株価連動型ポイント制金銭報酬制度に係る報酬額設定の件 |

以 上

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合（ご出席につきましては慎重にご検討願います。）



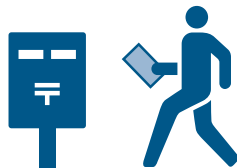
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください
ますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2023年2月27日（月曜日）午前10時（午前9時開場）

当日ご欠席の場合

郵送（書面）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2023年2月24日（金曜日）午後5時50分到着

インターネットによる議決権行使



当社指定の議決権行使サイトにアクセスいただき、行使期限までに
賛否をご入力ください。

行使期限

2023年2月24日（金曜日）午後5時50分締切

詳細は5ページをご覧ください

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

◎株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.samty.co.jp/ir/stock/meeting.html>）においてお知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。



議決権行使期限

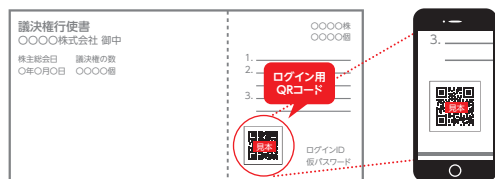
2023年2月24日(金曜日) 午後5時50分締切

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

「ネットで招集」ならQRコードが簡単に読み取れます!

こちらを押すと「読取」が「移動」ボタンが選択できます。「読取」を選択すると自動でカメラが起動するので、同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

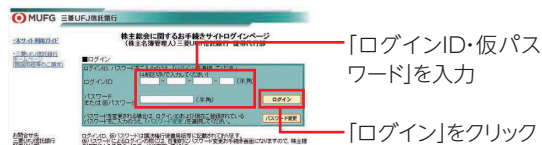
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

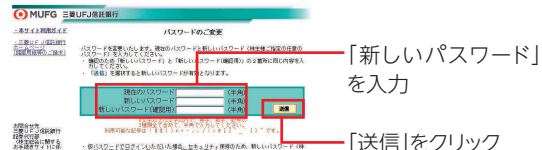
議決権行使サイト | <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



3 新しいパスワードを登録。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システムなどに関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027**

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

第41期定時株主総会継続会の開催について

当社は、2023年2月27日開催予定の第41期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第41期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件」及び「会計監査人及び監査役会の第41期連結計算書類監査結果報告の件」（以下、併せて「第41期決算報告」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、2023年1月16日に適時開示しました「2022年11月期通期決算発表日の延期ならびに特別調査委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、現在、外部の弁護士及び公認会計士による特別調査委員会を設置し調査を進めております。調査は現在も継続しており、当該調査及び会計監査人による監査手続き等に、相応の時間を要する見込みであることから、現時点において決算関連手続きが完了しておりません。そのため、当社は本総会において、第41期決算報告を断念せざるを得ないと判断いたしました。

つきましては、別途本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で第41期決算報告をさせていただくとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うこと（以下「本提案」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。

本総会において本提案をご承認いただきましたのちに、当社は改めて第41期決算報告に係る書面を添付の上、本継続会の開催ご通知を株主の皆様にご送付し、本継続会を開催させていただく所存でございます。

なお、本継続会は本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

（注）本継続会が開催となった場合、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決に伴い、本総会休会の時をもって監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査報告の日程によっては、第41期決算報告中の「監査役会」が「監査等委員会」となる可能性があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つであると認識しております。配当につきましては、業績を反映させるとともに、今後の事業計画、財政状態等を総合的に勘案した上で実施することを基本方針としております。今後の事業展開、業容拡大、財務体質強化等を踏まえ、将来に備えた内部留保の充実を図ることで、実績に裏付けられた利益還元を行ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績に応じた利益還元を勘案し、以下のとおりとすることといたしたいと存じます。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金51円

(ご参考) 中間配当を含めた年間配当金は、1株につき金90円となります。

配当総額2,372,626,182円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年2月28日

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定の更なる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、当社は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「整備法」という。）の施行日（令和4年9月1日）において、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第128条第1項に規定する振替株式を発行しており、整備法第10条第2項の規定により、当該施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなされているところ、今般、これを現行定款に反映させること及び株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会休会の時（2023年2月27日の審議終了時）をもって効力が発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定める「株式取扱規則」</u>による。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員は、4名以内とする。</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。

変 更 案

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) <u>第34条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役との責任限定契約) <u>第35条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第36条</u>～<u>第37条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第32条</u>～<u>第33条</u> (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) <u>第38条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等) <u>第34条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p><u>第39条</u>～<u>第41条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第35条</u>～<u>第37条</u> (現行どおり)</p>
<p>(配当金の除斥期間) <u>第42条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払い配当金には利息を付さない。</p>	<p>(配当金の除斥期間) <u>第38条</u> 配当金が、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払い配当金には利息を付さない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役との責任限定契約に関する経過措置) <u>第41期</u>定期株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定期株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（12名）は、定款変更の効力発生の時（本総会休会の時（2023年2月27日の審議終了時））をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生の時（本総会休会の時（2023年2月27日の審議終了時））をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	おがわ やすひろ 小川 靖展 再任	代表取締役社長	100%（19回/19回）
2	まつい ひろあき 松井 宏昭 再任	常務取締役 経営管理本部担当	100%（19回/19回）
3	もりた なおひろ 森田 尚宏 再任	常務取締役 建築設計部担当	100%（19回/19回）
4	てらうち たかはる 寺内 孝春 再任	常務取締役 東京支店・札幌支店・福岡支店及び グループ営業推進部担当	100%（19回/19回）
5	おおかわ じろう 大川 二郎 再任	取締役 大阪営業部・名古屋支店及び広島支店担当	100%（19回/19回）
6	かわい じゅんこ 河合 順子 再任 社外 独立	取締役	100%（14回/14回）*
7	さわ としひろ 澤 利弘 新任 社外 独立	監査役	100%（19回/19回）
8	おおいし まさつぐ 大石 理嗣 新任 社外	監査役	100%（14回/14回）*
9	あべ とうよう 阿部 東洋 新任 社外		—

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員

※2022年2月24日の取締役又は監査役就任以降、当事業年度に開催された取締役会の回数を記載しております。

生年月日

1967年4月27日生

取締役会出席状況

100% (19回/19回)

所有する**当社株式の数**

219,350株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4 月 (株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行
 2001年 4 月 当社入社
 2005年 1 月 当社経営企画室長
 2007年 2 月 当社取締役
 2012年 2 月 当社常務取締役
 2014年12月 当社経営企画部及び支店統括本部担当、支店統括本部長
 2019年 2 月 当社代表取締役社長(現任)

取締役候補者とした理由

小川靖展氏は、都市銀行での勤務を経て、長く経営企画部門の責任者を務めるとともに、管理部門全般、営業部門全般にわたる幅広い業務に携わり、不動産業全般に関する豊富な経験、知識を有しております。2007年2月に当社取締役、2012年2月に常務取締役に就任し、2019年2月から代表取締役社長として、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社経営への貢献が期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

生年月日

1960年1月13日生

取締役会出席状況

100% (19回/19回)

所有する

当社株式の数

79,500株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 (株)福德相互銀行入行
 1999年 11 月 三洋電機クレジット(株)入社
 2007年 4 月 同社執行役員ファイナンス事業本部副本部長
 2009年 3 月 当社入社 財務部長
 2010年 2 月 当社取締役
 2014年 8 月 当社経営管理本部担当、経営管理本部長兼財務部長
 2019年 2 月 当社常務取締役(現任)
 当社経営管理本部担当(現任)

取締役候補者とした理由

松井宏昭氏は、金融機関での勤務を経て、長く財務部門の責任者を務めるとともに、管理部門全般にわたる業務に携わり、不動産業全般に関する豊富な経験、知識を有しております。2010年2月に当社取締役に就任し、2019年2月から常務取締役として、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社経営への貢献が期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

生年月日

1959年4月1日生

取締役会出席状況

100% (19回/19回)

所有する**当社株式の数**

52,954株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 モリタ建設(株)入社
 2004年 4 月 当社入社
 2010年12月 当社東京支店長
 2016年 4 月 当社執行役員
 2017年 4 月 当社支店統括本部副本部長兼東京支店長
 2018年 2 月 当社取締役
 2019年 2 月 当社常務取締役(現任)
 当社支店統括本部及び建築設計部担当、支店統括本部長
 2020年12月 当社札幌支店・名古屋支店・福岡支店及び建築設計部担当
 SAMTY VIETNAM CO., LTD.代表取締役社長
 S-VIN VIETNAM REAL ESTATE TRADING JOINT
 STOCK COMPANY代表取締役
 2021年 7 月 当社建築設計部担当(現任)

取締役候補者とした理由

森田尚宏氏は、建設会社での勤務を経て、不動産開発部門を担当したのち、支店の責任者として、営業部門全般にわたる業務に携わり、不動産業全般に関する豊富な経験、知識を有しております。2016年4月に当社執行役員、2018年2月に当社取締役に就任し、2019年2月から常務取締役として、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社経営への貢献が期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

生年月日

1962年12月4日生

取締役会出席状況

100% (19回/19回)

所有する

当社株式の数

23,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 大京観光(株)(現株大京) 入社
 2001年 3月 (株)日本エスコン入社
 2007年 3月 同社執行役員
 2008年 3月 同社取締役
 2013年 4月 当社入社 東京支店副支店長
 2017年 4月 当社支店統括本部福岡支店長
 2019年 2月 当社執行役員 サムティアセットマネジメント(株)取締役副社長
 2019年10月 当社グループ営業推進部長
 2020年 2月 当社取締役(現任)
 サムティホテルマネジメント(株)代表取締役社長(現任)
 2020年12月 当社東京支店担当、グループ営業推進部長
 2021年 6月 ウェルス・マネジメント(株)社外取締役(現任)
 2021年 7月 当社東京支店・札幌支店及び福岡支店担当(現任)
 2022年 2月 当社常務取締役(現任)
 2022年 4月 当社グループ営業推進部担当(現任)

(重要な兼職の状況)

サムティホテルマネジメント(株)代表取締役社長
 ウェルス・マネジメント(株)社外取締役

取締役候補者とした理由

寺内孝春氏は、不動産会社での勤務を経て、支店の責任者、グループ営業推進部門の責任者、子会社の代表取締役として、営業部門等全般にわたる業務に携わり、不動産業全般及びホテル運営全般に関する豊富な経験、知識を有しております。2019年2月に当社執行役員、2020年2月に取締役に就任し、2022年2月から常務取締役として、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社経営への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としたしました。

生年月日

1959年7月10日生

取締役会出席状況

100% (19回/19回)

所有する

当社株式の数

22,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 東洋不動産(株)入社
 2001年 7 月 ケネディ・ウィルソン・ジャパン(株)(現ケネディクス(株))入社
 2004年 1 月 ケイダブリュー・ペンションファンド・アドバイザーズ(株)(現ケネディクス不動産投資顧問(株))出向
 2008年10月 同社取締役
 2014年 8 月 当社入社 不動産事業部長
 2016年 4 月 当社執行役員
 2018年 2 月 当社不動産本部長
 (有)彦根エス・シー取締役(現任)
 2019年 2 月 当社取締役(現任)
 当社大阪本店担当、大阪本店長兼大阪不動産事業部長
 2020年12月 当社大阪本店及び広島支店担当、大阪本店長兼大阪不動産事業部長
 2021年 7 月 当社大阪本店・名古屋支店及び広島支店担当
 2022年 1 月 当社大阪営業部・名古屋支店及び広島支店担当(現任)

(重要な兼職の状況)
 (有)彦根エス・シー取締役

取締役候補者とした理由

大川二郎氏は、不動産会社での勤務を経て、不動産部門の責任者として、不動産の売買・開発部門全般にわたる業務に携わり、不動産業全般に関する豊富な経験、知識を有しております。2016年4月に当社執行役員、2019年2月に取締役に就任し、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社経営への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日

1974年12月10日生

取締役会出席状況

100% (14回/14回)

所有する

当社株式の数

0株

社外取締役在任年数

1年 (本総会休会時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年10月	弁護士登録(大阪弁護士会) 梅ヶ枝中央法律事務所(現 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所)入所
2008年3月	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所パートナー(現任)
2010年9月	マスダ・フナイ・アイファード・ミッチェル法律事務所(シカゴ) 客員弁護士
2011年7月	ニューヨーク州弁護士登録
2012年1月	君合法律事務所(北京)客員弁護士
2015年1月	(株)鎌倉新書社外監査役
2016年4月	同社社外取締役(監査等委員)(現任)
2018年3月	(株)ブルーライン・パートナーズ社外監査役(現任)
2019年6月	(株)ココカラファイン(現(株)マツキヨココカラ&カンパニー)社 外取締役(現任)
2022年2月	当社取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

(株)鎌倉新書社外取締役(監査等委員)

(株)マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

河合順子氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験、知識を有し、企業法務をはじめとした幅広い分野の知見を有しております。2022年2月に当社社外取締役に就任し、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の経営及びコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験を踏まえ、客観的な視点から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

生年月日

1953年11月25日生

取締役会出席状況

100% (19回/19回)

所有する**当社株式の数**

900株

社外監査役在任年数

4年 (本総会休会時)

新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行
 1996年 1月 同行福生支店長
 2000年 4月 同行三宮支店長
 2003年11月 UFJビジネスサービス大阪(株)代表取締役
 2007年 4月 佐川印刷(株)入社 人事・経営管理部長
 2014年 4月 同社取締役
 2017年 4月 同社顧問(現任)
 2019年 2月 当社監査役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

澤利弘氏は、金融機関における長年の経験に加え、他の複数の会社の代表取締役、取締役としての経営経験を有しております。2019年2月に当社社外監査役に就任し、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の経営及びコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけることを期待し、社外取締役候補者いたしました。

生年月日

1979年10月26日生

取締役会出席状況

100% (14回/14回)

所有する

当社株式の数

0株

監査役在任年数

1年 (本総会休会時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年 4月 大和証券エスエムビーシー(株)(現大和証券(株))入社
 2003年 7月 同社ストラクチャード・ファイナンス部
 2010年 4月 (株)大和証券グループ本社経営企画部
 2014年 4月 大和証券(株)不動産・REITセクター部
 2018年 4月 同社経営企画部付 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント(株)出向
 2021年 4月 (株)大和証券グループ本社経営企画部副部長 グループ戦略課長兼大和証券(株)経営企画部副部長 グループ戦略課長(現任)
 2021年 4月 大和証券リアルティ(株)取締役(現任)
 2021年 4月 大和フード&アグリ(株)取締役
 2021年 5月 大和ACAヘルスケア(株)取締役(現任)
 2021年 5月 サムティアセットマネジメント(株)社外取締役
 2021年 6月 (株)大和総研監査役(現任)
 2022年 2月 当社監査役(現任)

(重要な兼職の状況)

(株)大和証券グループ本社経営企画部副部長 グループ戦略課長
 大和証券(株)経営企画部副部長 グループ戦略課長
 大和証券リアルティ(株)取締役
 大和ACAヘルスケア(株)取締役
 (株)大和総研監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大石理嗣氏は、証券会社において経営企画部門の副責任者を務めるなど、金融商品取引業に関する豊富な経験、知識を有し、また、他の会社の経営経験を有しております。2022年2月に当社監査役に就任し、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の経営及びコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

生年月日

1971年11月27日生

所有する

当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月 大和証券(株)(現(株)大和証券グループ本社)入社
 2019年 4 月 大和証券(株)公共法人部長
 2021年 4 月 (株)大和証券グループ本社経営企画部長兼大和証券(株)経営企画部長
 2021年 4 月 大和企業投資(株)取締役(現任)
 2021年 4 月 大和PIパートナーズ(株)取締役
 2021年 4 月 (株)大和ファンド・コンサルティング取締役
 2021年 4 月 Global X Japan(株)監査役
 2021年 6 月 (株)マネーパートナーズグループ社外取締役(現任)
 2022年 4 月 (株)大和証券グループ本社執行役員 経営企画部長
 兼大和証券(株)執行役員 経営企画部長(現任)
 2022年 5 月 (株)DG Daiwa Ventures取締役
 2022年 9 月 (株)DG Daiwa Ventures代表取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

(株)大和証券グループ本社執行役員 経営企画部長
 大和証券(株)執行役員 経営企画部長
 大和企業投資(株)取締役
 (株)マネーパートナーズグループ社外取締役
 (株)DG Daiwa Ventures代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

阿部東洋氏は、証券会社において執行役員、経営企画部門の責任者を務めるなど、金融商品取引業に関する豊富な経験、知識を有し、また、他の会社の経営経験を有しております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の経営及びコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけることを期待し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、阿部東洋氏は、当社の主要株主であり、かつ、その他の関係会社である(株)大和証券グループ本社の執行役員であり、また、大石理嗣氏は、同社の従業員であります。当社は同社と資本業務提携契約を締結しております。
- 2.河合順子氏、澤利弘氏、大石理嗣氏及び阿部東洋氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.河合順子氏及び澤利弘氏は、29ページに記載の当社における社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は河合順子氏及び澤利弘氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
- 4.当社は、河合順子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。河合順子氏が再任された場合は、当社は当該契約を継続する予定であります。また、澤利弘氏、大石理嗣氏及び阿部東洋氏が選任された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生の時（本総会休会の時（2023年2月27日の審議終了時））をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	新任	社外	独立	当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	小井 光介 こい みつすけ	新任	社外	独立	常勤監査役	100% (19回/19回)
2	三瓶 勝一 さんべい しょういち	新任	社外	独立	取締役	100% (19回/19回)
3	小寺 哲夫 こでら てつお	新任	社外	独立	取締役	89% (17回/19回)
4	村田 直隆 むらた なおたか	新任	社外	独立	取締役	94% (18回/19回)

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員

生年月日

1950年9月6日生

取締役会出席状況

100% (19回/19回)

所有する

当社株式の数

2,800株

社外監査役在任年数

11年(本総会休会時)

新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4 月	(株)近畿相互銀行(現(株)関西みらい銀行) 入行
2002年12月	(株)近畿大阪銀行(現(株)関西みらい銀行) 内部監査部長
2003年 6 月	同行執行役員内部監査部担当
2004年 6 月	同行常勤監査役
2005年 6 月	りそなカード(株)常務取締役
2012年 2 月	当社監査役
2014年 2 月	当社常勤監査役(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小井光介氏は、金融機関の内部監査部門責任者及び監査役としての豊富な経験、知識に加え、他の会社の常務取締役としての経営経験を有しております。2012年2月に当社社外監査役に就任し、2014年2月から常勤監査役として、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の監査体制強化への貢献が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

生年月日

1970年2月15日生

取締役会出席状況

100% (19回/19回)

所有する

当社株式の数

1,500株

社外取締役在任年数

8年 (本総会休会時)

新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 三菱電機マイコン機器ソフトウェア(株)入社
 1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所
 2002年 1月 (株)小林事務所入社
 2003年10月 三瓶公認会計士事務所設立 所長(現任)
 2005年 6月 燦キャピタルマネージメント(株)社外監査役
 2005年 7月 (株)サイベック入社
 2007年 7月 同社代表取締役
 2009年 7月 あげぼの監査法人設立 代表社員(現任)
 2015年 2月 当社取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

あげぼの監査法人代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三瓶勝一氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する専門的な知見に加え、他の会社の経営経験を有しております。2015年2月に当社社外取締役に就任し、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の監査体制強化への貢献が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

新任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日

1953年3月21日生

取締役会出席状況

89% (17回/19回)

所有する**当社株式の数**

2,950株

社外監査役在任年数

3年

社外取締役在任年数

4年 (本総会休会時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月 神戸地方検察庁検事
 2011年 7 月 長崎地方検察庁検事正
 2013年 7 月 札幌地方検察庁検事正
 2015年 9 月 弁護士登録(大阪弁護士会)(現任)
 2016年 2 月 当社監査役
 2018年 6 月 (株)奥村組社外取締役(監査等委員)(現任)
 2019年 2 月 当社取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

(株)奥村組社外取締役(監査等委員)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小寺哲夫氏は、長年にわたる検事及び弁護士としての豊富な経験、知識を有しております。2016年2月に当社社外監査役、2019年2月に当社社外取締役に就任し、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の監査体制強化への貢献が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験を踏まえ、客観的な視点から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

生年月日

1970年5月2日生

取締役会出席状況

94% (18回/19回)

所有する

当社株式の数

0株

社外取締役在任年数

2年 (本総会休会時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
 2002年 8月 村田公認会計士事務所設立 所長(現任)
 2005年 8月 匠監査法人(現監査法人だいち)入所 代表社員(現任)
 2021年 2月 当社取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

監査法人だいち代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

村田直隆氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。2021年2月に当社社外取締役に就任し、独立かつ中立の立場から、その職責を適切に果たしております。この豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社の監査体制強化への貢献が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、専門分野に関する幅広い経験を踏まえ、客観的な視点から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1.各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、村田直隆氏は、2018年2月27日まで当社の会計監査人であった監査法人だいちの代表社員であります。
- 2.小井光介氏、三瓶勝一氏、小寺哲夫氏及び村田直隆氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 3.小井光介氏、三瓶勝一氏、小寺哲夫氏及び村田直隆氏は、29ページに記載の当社における社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は小井光介氏、三瓶勝一氏及び小寺哲夫氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は東京証券取引所に対し、村田直隆氏を独立役員として届け出る予定であり、また、引き続き小井光介氏、三瓶勝一氏及び小寺哲夫氏を独立役員とする予定であります。
- 4.当社は、小井光介氏、三瓶勝一氏、小寺哲夫氏及び村田直隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
- 5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

社外役員（監査等委員を含む社外取締役）が次の基準を満たす場合、その者は独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断する。

1. 現在又は過去において、当社グループ（注1）の業務執行者等（注2）であったことがないこと。
（注1）「当社グループ」とは、当社並びに当社の子会社及び関連会社をいう。
（注2）「業務執行者等」とは、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役、会計参与その他これらに類する役職者又は使用人をいう。
2. 現在又は過去5年間ににおいて、
 - (1) 当社の大株主（注3）又はその業務執行者等であったことがないこと。
 - (2) 当社グループが大株主（注3）である会社の業務執行者等であったことがないこと。
（注3）「大株主」とは、議決権の10%以上を保有する株主をいう。
3. 現在又は過去5年間ににおいて、当社グループの主要取引先（注4）又はその業務執行者等であったことがないこと。
（注4）「主要取引先」とは、当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する額の取引がある取引先をいう。
4. 現在又は過去5年間ににおいて、
 - (1) 当社グループから、役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として、年間1,000万円以上の報酬を得ている者（その者が法人・団体等の場合は当該法人・団体等に所属する者）であったことがないこと。
 - (2) 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又は従業員であったことがないこと。
5. 現在又は過去5年間ににおいて、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者（その者が法人・団体等の場合は当該法人・団体等に所属する者）であったことがないこと。
6. 現在又は過去5年間ににおいて、当社グループとの間で、役員が相互に就任している関係にある者の業務執行者等であったことがないこと。
7. 上記1から6までのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族でないこと。
8. その他、職務を執行する上で重大な利益相反を生じさせ得る事項又は判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係がある者でないこと。

以上

(ご参考)スキルマトリックス

本総会において、第2号議案、第3号議案、第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び各取締役が保有する専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	専門性・経験					
	企業経営	業界に関する知見	会計・ファイナンス	IT・デジタル	法務・コンプライアンス	グローバル経験
小川 靖展	○	○	○		○	○
松井 宏昭	○	○	○	○	○	○
森田 尚宏	○	○				○
寺内 孝春	○	○				
大川 二郎	○	○				○
河合 順子					○	○
澤 利弘	○		○			○
大石 理嗣	○	○	○			
阿部 東洋	○	○	○			
小井 光介	○		○		○	○
三瓶 勝一	○		○	○		
小寺 哲夫					○	
村田 直隆			○	○		

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2022年2月24日開催の第40期定時株主総会において年額10億円以内（うち、社外取締役分5,000万円以内。）としてご承認いただいておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額10億円以内（うち、社外取締役分は年額5,000万円以内。）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会休会后（2023年2月27日の審議終了後）の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案の上、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであるため、必要かつ相当な内容であると判断しております。

また、現在の取締役は12名（うち、社外取締役5名。）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち、社外取締役4名。）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生の時（本総会休会の時（2023年2月27日の審議終了時））をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案の上、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生の時（本総会休会の時（2023年2月27日の審議終了時））をもって効力を生じるものといたします。

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社の取締役報酬等の額は、2022年2月24日開催の第40期定時株主総会において、年額10億円以内（うち、社外取締役分は年額5,000万円以内。）とご承認いただいております。当該報酬枠とは別枠にて、社外取締役を除く当社の取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（退任時に譲渡制限を解除する条件を付して株式を割当てる報酬制度であり、以下、「本制度A」といいます。）、及び本制度Aによる譲渡制限付株式の譲渡制限解除時の株価に連動するポイント制金銭報酬制度（以下、「本制度B」といいます。）に係る報酬について、2020年2月27日開催の第38期定時株主総会においてご承認をいただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、現在の対象取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、新たな対象取締役（当社の取締役のうち、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は2020年2月27日開催の第38期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。なお、本制度Bは、本制度Aにより交付される譲渡制限付株式の譲渡制限解除時の納税資金相当額を金銭報酬として支給することで、退任後も長期にわたって引き続き株式を保有することを促すことを目的とするものです。

今般、対象取締役に対して、株主の皆様との利害の共有をより一層強化し、当社の企業価値の持続的な向上を図る更なるインセンティブを柔軟に付与できるようにすることを目的として、本制度A及び本制度Bに関する報酬等について、次のとおり改定を行うことにつきご承認をお願いいたします。

いずれの制度につきましても、対象取締役に対する具体的な配分は、従前どおり、取締役会にご一任いただきたく存じます。

なお、現在の対象取締役は7名ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生の時（本総会休会の時（2023年2月27日の審議終了時））をもって効力を生じるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

- ① 本制度Aに基づく株式の付与のために支給する金銭報酬額の総額
年額3億円以内
(発行又は処分される当社の普通株式の総数 年300,000株以内)

② 本制度Aの概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の当社株式終値。）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

③ 本制度Bに基づく報酬額

年間付与ポイント総数の上限である300,000ポイント（1ポイント=1株）の範囲内でポイントを付与し、下記「④本制度Bの概要」に記載の計算式に従い計算した金額

④ 本制度Bの概要

- (1) 当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に対し、年間付与ポイント総数の上限である300,000ポイント（1ポイント=1株）の範囲内で、以下の計算式に基づいて算出されるポイント（以下、「本ポイント」という。）を毎年付与する。

$$\text{年間付与ポイント数} = \text{当該年における譲渡制限付株式の交付数} \times 50\%$$

- (2) 本ポイントは、対象取締役の在任期間中に継続して付与、累積され、対象取締役が当社の取締役会が定める地位を退任又は退職した時その他の譲渡制限解除時に累積ポイント数が確定する。
- (3) 対象取締役が上記（2）の地位を退任又は退職した時その他の譲渡制限解除時に、以下の計算式に基づき、当該対象取締役が保有する上記（2）の累積ポイント数（ただし、当該対象取締役が本制度Aに基づき交付を受けた譲渡制限付株式の全部又は一部につき譲渡制限が解除されなかった場合には、累積ポイント数は、当該譲渡制限が解除されなかった株式数と同数のポイントを控除した数とする。以下同じ。）に、当該対象取締役が上記（2）の地位を退任又は退職した日その他の譲渡制限解除日の東京証券取引所における当社株式終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の当社株式終値。以下同じ。）を乗じた金額を上限として、当該対象取締役に金銭を支給する。

$$\text{金銭報酬支給額} = \text{上記（2）の累積ポイント数} \times \text{譲渡制限解除日の当社株式終値}$$

- (4) 本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他本ポイントの上限及び総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該上限及び総数を合理的な範囲で調整する。
- (5) その他本制度Bの詳細については、取締役会にて定める内規による。

以上

トピックス

「ネスタリゾート神戸」の経営権を取得

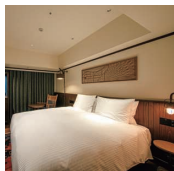
当社は、賃貸マンションやホテルに次ぐ、国内における成長戦略の第三の柱として、株式会社刀と共同で大型リゾート施設「ネスタリゾート神戸（兵庫県三木市）」の経営権を取得し、新たにテーマパーク事業に進出しました。世界的に活況を呈する観光・レジャー関連の「集客できる不動産」は、成長が見込める有力なアセットであると考えています。本事業を持続可能な事業に成長させることで、インバウンド需要や観光産業に寄与するだけでなく、地域の特性を活かした魅力づくりや地域社会の発展に貢献してまいります。



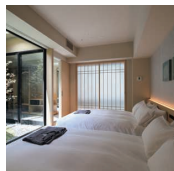
大自然を活かしたアクティビティに加え、昨夏には花火フェスを、昨秋にはハロウィーン・フェスを開催。

株主優待を電子化

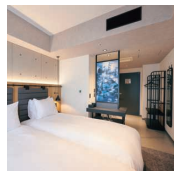
プラスチック削減のため、2022年11月末日の株主名簿に記載のある株主様への優待制度より、株主優待カードの配布を廃止いたします。これまでの電話予約に加え、PCやスマートフォンを活用したオンライン予約と、スマートフォンアプリの運用を開始いたします。循環型社会への転換に向けた取組みを行うことで持続可能な社会の実現に寄与しつつ、株主の皆様への還元を継続してまいります。



メルキュール飛騨高山
(客室)



アゴラ京都烏丸
(客室)



イビスタイルズ名古屋
(客室)

株主優待1枚でご利用いただけるホテル

センターホテル東京	エスペリアイン日本橋箱崎
エスペリアイン大阪本町	エスペリアホテル博多
エスペリアホテル京都	エスペリアホテル福岡中洲
エスペリアホテル長崎	ネストホテル広島八丁堀
ネストホテル広島駅前	ホテルサンシャイン宇都宮 ^{※注2}
イビスタイルズ名古屋	天橋立ホテル（オーベルジュ）

株主優待2枚でご利用いただけるホテル

メルキュール京都ステーション	アロフト大阪堂島
オークウッドホテル京都御池	アゴラ京都烏丸
アゴラ京都四条	メルキュール飛騨高山
ホテル ザ・パワオーネ（ネスタリゾート神戸）	

株主優待3枚でご利用いただけるホテル

天橋立ホテル

- (注1) 青文字はご利用対象ホテルとして今回新たに追加されたホテルです。
- (注2) 栃木県からの新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設確保の要請に従い、一時的にご予約受付を停止させていただいております。ご予約を再開できる状況になりましたら、あらためてご案内いたします。
- (注3) 詳細な利用方法等については、2023年2月末にご郵送予定の「2023株主優待ご利用案内」をご参照ください。

BELS認証の取得・サステナビリティサイトの開設

当社が開発・保有する「イビスタイルズ名古屋」は、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会の評価認定制度である、建築物省エネルギー性能表示制度（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System (BELS)）認証の最高評価（5つ星）を取得しました。また、当社開発の「ザイマックス札幌大通ビル（旧：S-BUILDING札幌大通）」においても同認証（4つ星）を取得しています。今後も地域社会の一員として、環境に配慮した物件の開発やサービスの提供を推進してまいります。当社のサステナビリティに関する取組みは、2022年10月に新設しました、サステナビリティサイトをご覧ください。（URL: <https://samty-sustainability.com/>）



イビスタイルズ名古屋

オリックス・バファローズのオフィシャルスポンサーに就任

当社は2012年より京セラドーム大阪の球場広告スポンサーとして、オリックス・バファローズを応援してまいりました。2022年シーズンからは、当社創業地である大阪を、そして日本全国を盛り上げるため、オフィシャルスポンサーとして、同球団を応援しています。

2022年、オリックス・バファローズは、ペナントレース、クライマックスシリーズ、日本シリーズの激闘を制して、26年ぶりに日本一の栄冠に輝きました。

コロナ禍でも日本全国の人々に夢と感動を与えた同球団のように、当社もグループ一丸となり、スポンサー活動等を通じ、チームや選手の活躍を応援することで、スポーツの活性化や、日本全国の地域経済の発展に貢献してまいります。



©ORIX Buffaloes

チャンピオンロゴ

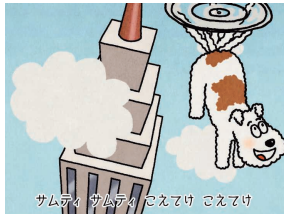


2022年10月30日 日本一決定の瞬間

サムティくんCMの放映を開始

2022年1月より当社グループのスローガンである「不動産を、超えてゆけ。」を反映した、サムティくんのアニメーションCMの放映を開始しました。新キャラクターとして誕生したサムティくんの声とCMソングの歌唱は、業界の常識を超える、という当社グループのイメージにぴったりなイモトアヤコさんをお願いしました。

当社グループは、日本にまだ少ないラグジュアリーホテルの開発・投資や、ベトナムでの分譲マンション開発など、今までの不動産ビジネスを超えた、新たな挑戦を行っています。サムティくんの、さまざまな『超える』姿を通して、当社グループのスローガンに懸ける想いを、皆様にお届けしています。



株主情報

株主メモ

事業年度: 毎年12月1日から翌年11月30日までの1年間
定時株主総会: 毎年2月
基準日: 定時株主総会 毎年11月30日
 剰余金の配当 (期末配当) 毎年11月30日
 (中間配当) 毎年 5月31日
 そのほか必要がある場合は、あらかじめ公告して
 定めた日
公告方法: 電子公告
 下記のウェブサイトに掲載いたします。
 (https://www.samty.co.jp/)
 ただし、電子公告によることができない事故その他の
 やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞
 に掲載いたします。

上場取引所: 東京証券取引所 プライム市場
株主名簿管理人: 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
 (特別口座の口座管理機関) 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先: 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
 電話 0120-094-777(フリーダイヤル)

(ご注意)

- 株主様の住所変更その他各種手続きにつきましては、原則、
 口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ること
 となっております。口座を開設されている証券会社等にお問合
 せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り
 扱ひできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては
 は、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、
 上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問合せ
 ください。なお、三菱UFJ信託銀行全国本支店でもお取次ぎ
 いたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行全国本支
 店でお支払いいたします。

株主様へのお知らせ

当社グループが関与する全国各地のホテルに株主様をご招待

当社は毎年、株主総会の決議通知に同封する形で、当社
 が関与するホテルの無料宿泊にご利用いただけるご優待特
 典をお届けしていますが、今回よりプラスチックの削減や利
 便性の向上を鑑み、従来の電話予約に加え、ウェブやアプリ
 からのご予約もできるよう、運用を変更いたしました。また、
 優待対象ホテルにつきましても、従前の18ホテルから20ホ
 テルに対象範囲を拡大し、より便利にご利用いただける内容
 へ拡充しております。ぜひともご活用ください。

①対象となる株主様

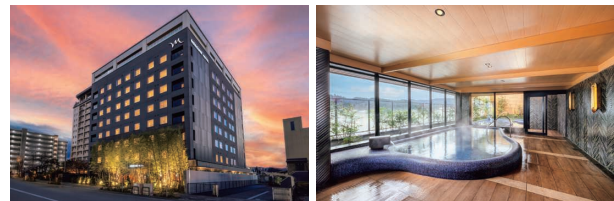
毎年11月末日現在の株主名簿に記載又は記録された方

②優待内容

※20ホテル^(注) 共通の株主優待をオンラインで配布いたし
 ます。

所有株式数	株主優待 枚数	所有株式数	株主優待 枚数
200株~300株未満	1枚	2,000株~5,000株未満	6枚
300株~600株未満	2枚	5,000株~10,000株未満	8枚
600株~1,000株未満	3枚	10,000株以上	10枚
1,000株~2,000株未満	4枚		

(注) 対象ホテル及び株主優待枚数は、35ページのトピックス「株主優待を
 電子化」をご確認ください。株主優待の枚数につきましては、従前の
 紙優待券の配布枚数から変更ございません。



メルキュール飛騨高山 (岐阜県高山市)

株主総会会場ご案内図

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

会場 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ2階「レ・ルミエール」
電話番号 06-6303-8111

議案の賛否にかかわらず、議決権を有効に行使いただいた株主様には、株主様お一人につきQUOカード(1,000円分)を後日お贈りさせていただきます。

ご来場株主様へのお土産の配布はございません。



交通機関 ・JR「新大阪駅」(正面口) から徒歩約3分
・地下鉄御堂筋線「新大阪駅」(7番出口) から徒歩約3分

専用駐車場の用意はございません。

